

千葉市水道局告示第26号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 7月 21日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
商号	株式会社イースマイル
代表者	代表取締役 島村 禮孝
指定年月日	令和5年 6月 27日
指定番号	第317号